

## 第5章 推進体制

### 1. 庁内の推進体制

男女共同参画社会を形成するためには、第4章で示した広範かつ多岐にわたる取組を展開していかなければなりません。これらを総合的、効率的に推進するために「甲賀市男女共同参画推進本部」を組織し、横断的に取り組みます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市が、男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、職員が男女平等の視点を養い、男女が等しくその能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場環境づくりを推進します。

|   | 取組内容   | 担当課                 |
|---|--|---------------------|
| 新 | 男女があらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し、チャレンジや活躍ができる組織づくりに取り組む。<br>男女共同参画を推進する条例を制定する。                                    | 各部局<br>人事課<br>商工労政課 |
|   | 女性の人材の発掘に努め、各審議会の男女どちらか委員の人数・比率が40%を下回らないように取り組む。  | 各部局<br>総務課          |
|   | 各審議会の委員数について定期的に調査・分析・公表を行う。   | 商工労政課               |
|   | 女性管理職への登用の拡大に向けた取組を推進するため、人材育成を目的に人事評価制度採用を行い、総合的かつ計画的に推進する。   | 人事課                 |
|   | 男女共同参画に関する研修会の実施と職員の参加を促進する。   | 人事課<br>商工労政課        |
|   | 性別による決め付けをせず、男女平等意識を持ち保育・教育にあたれるよう、人権研修等を通して職員の意識向上を図る。  | 学校教育課<br>保育幼稚園課     |
|   | 国や滋賀県、近隣自治体、また市民や市民活動団体（NPO団体）区・自治会、自治振興会等 <sup>※1</sup> 、市内の企業等 <sup>※2</sup> 事業所、市工業会、市商工会などとの連携を強化する。 | 商工労政課<br>政策推進課      |
|   | 男女共同参画計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策に反映する。   | 商工労政課               |
|   | 「甲賀市男女共同参画推進本部」を定期的開催し、総合的かつ効果的な推進を図る。   | 商工労政課               |
| 新 | 「甲賀市男女共同参画審議会」を定期的開催し、計画の進捗状況を報告し、各施策に意見を反映することで、さらなる計画の推進を図る。   | 商工労政課               |

## 2. 区・自治会、自治振興会等<sup>※1</sup>、企業等<sup>※2</sup>との連携

本計画の内容を広く周知するとともに、区・自治会、自治振興会等、企業等、市などがそれぞれの役割を果たしながら、適切に連携・協働し男女共同参画の取組を展開します。

## 3. 国・県との連携

男女共同参画の推進にあたっては、国際的な動向をとらえながら、国や県と連動していく必要があります。本計画の推進においても、国や県等との連携・協力した取組を推進します。

## 4. 計画の進行管理

本計画に掲げる目標の達成に向け、計画を実効性のあるものとするために、「甲賀市男女共同参画審議会」及び「甲賀市男女共同参画推進本部」において、毎年度、施策（事業）の進行管理と評価を行い、必要に応じて施策（事業）の改善や計画の見直し等を検討します。

また、計画の進行管理と評価及び計画の見直し等にあたっては、PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを基本に行います。

※1 「区・自治会、自治振興会等」の中に、市民活動団体も含まれています。

※2 「企業等」の中に、事業所（個人事業主含む）、団体も含まれています。